

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(2)	(4)	(5)	(4)	(1)	(3)	(5)	(1)	(3)	(2)
正解率									
75%	75%	96%	75%	89%	71%	85%	82%	92%	50%

1 国 会 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 51 条)。
- (2) 誤り。 「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」 (憲法 53 条)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (憲法 54 条 2 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 55 条)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 56 条 2 項)。

2 内 閣 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 66 条 3 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 66 条 1 項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (憲法 73 条 6 号)。
- (4) 誤り。 内閣が条約を締結する場合、「事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする」 (憲法 73 条 3 号)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 75 条)。

3 地方公務員法 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (地公法 34 条 2 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (地公法 36 条 1 項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (地公法 38 条 1 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (地公法 28 条)。
- (5) 誤り。 懲戒処分は、職員の非違行為に対して職場秩序の維持・回復をすることを目的とする処分であるから、現に公務員関係にある者に対してのみ行使することができる。

4 警職法 4 条 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。一般的・抽象的な危険があるにすぎない場合

には、警職法4条の適用はなく、危険予防のための一般的な行政上の取締りの対象となるにとどまる。

- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 警職法4条の引留め・避難は、危険な事態がある場合で「特に急を要する場合」に、即時強制の手段としてなされるものであるから、相手方の意思にかかわらず強制的に行うことができる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。命令に従わない場合、軽犯罪法1条8号違反となり得るほか、場合によっては、消火妨害罪（刑法114条）や水防妨害罪（刑法121条）が適用されることもあり得る。

5 犯罪の不成立及び刑の減免 正解（1）

- (1) 誤り。 「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。」(刑法36条1項)
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑法37条1項本文）。生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合には、過剰避難となる（刑法37条1項ただし書）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑法38条1項、3項）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑法39条1項、大判昭6・12・3）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑法39条2項、大判昭6・12・3）。

6 強盗罪 正解（3）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（最判昭24・2・8）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（最決昭54・11・19）。
- (3) 誤り。 事後強盗罪（刑法238条）は、「窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたとき」に成立するところ、ここでいう「窃盗」には、窃盗既遂犯人のみならず、窃盗未遂犯人も含まれる。
- (4) 正しい。 昏酔強盗罪（刑法239条）は「人を昏酔させてその財物を盗取した」ときに成立するから、犯人が被害者を昏酔させることが必要である。既に昏酔している被害者から財物を奪う場合には、昏酔強盗罪ではなく、窃盗罪（刑法235条）が成立する。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑法244条）。

## 7 盗品等関与罪

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (大判明 44・12・18、大判大 5・7・13)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (大判大 2・3・25、大判大 11・2・28)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 24・7・30)。
- (5) 誤り。 本罪の故意として、客体が盗品等であることの認識が必要であるが、その程度は、何らかの財産罪によって領得された物であることの認識で足り、本犯の種類、犯行の日時・場所等の詳細の認識までは必要なく (最判昭 30・9・16)、また、未必的な認識でも足りる (最判昭 23・3・16)。

## 8 逮捕

正解 (1)

- (1) 誤り。 私人が逮捕した現行犯人の引渡しを受ける権限を有するのは、地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員である (刑訴法 214 条)。なお、私人から現行犯人を受け取った司法巡査は、速やかに司法警察員に引致しなければならない (刑訴法 215 条 1 項)。
- (2) 正しい。 司法巡査には逮捕した被疑者の釈放を決定する権限はなく、逮捕後は直ちに司法警察員に引致しなければならないが (刑訴法 202 条、203 条 1 項)、引致前に明らかに誤認逮捕であることが判明した場合、逮捕を継続することは妥当でないため、司法警察員の指揮を受けたうえで、引致の手続をとることなく当該被疑者を釈放することができる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 203 条 2 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 203 条 1 項)。
- (5) 正しい。 引致は、必ず逮捕状に記載された引致場所にしなければならないので、逮捕状執行前に引致場所の変更が必要となった場合、引致場所変更請求書により裁判官の許可を受けて引致場所の変更をすることとなる (犯捜規範 124 条)。

## 9 被疑者の勾留

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (逮捕前置主義)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 207 条 1 項・61 条)。
- (3) 誤り。 裁判官は、適当と認めるときは、被疑者の勾留の執行を停止することができる (刑訴法 207 条 1 項・95 条)。勾留の執行停

止により、被疑者は一旦釈放され、勾留期間の進行は停止することになる。

- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 207 条 1 項・98 条 1 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 429 条 1 項 2 号、2 項・420 条 3 項、札幌地決昭 36・3・3）。

## 10 検 証

正解（2）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 1 項・112 条）
- (2) 誤り。 検証を行うに当たり、身体を検査をすることができ（刑訴法 222 条 1 項・129 条）、相手方はこの検査を受ける受忍義務を負うが、それ以上に作為義務まで負うことはない。人の状態・技能・動作等を検証する場合、相手方に対して一定の作為を求めるとはできるものの、相手方がこれを拒否したときは、その意思に反して強制的に行わせることはできない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最決平 2・6・27 の補足意見参照）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 1 項・114 条 1 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 220 条 1 項 2 号、3 項）。